

ID: 1117

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	サービス利用計画作成費の支給		
法令名 根拠条項	障害者自立支援法 第32条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
<p>【基準】 法第32条第1項の規定による。 (サービス利用計画作成費の支給)</p> <p>第32条 市町村は、支給決定障害者等であって、厚生労働省令で定める数以上の種類の障害福祉サービス(施設入所支援を除く。)を利用するものその他厚生労働省令で定めるもののうち市町村が必要と認めたもの(以下この条において「計画作成対象障害者等」という。)が、都道府県知事が指定する相談支援事業を行う者(以下「指定相談支援事業者」という。)から当該指定に係る相談支援(第5条第17項第2号に掲げる便宜の供与に限る。以下「指定相談支援」という。)を受けたときは、当該計画作成対象障害者等に対し、当該指定相談支援に要した費用について、サービス利用計画作成費を支給する。</p>			
標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日